

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	令和 年 月 日	決裁	令和 年 月 日	
議 長	副議長	局 長	副主幹	係 長	担 当	担 当	担 当	担 当	担 当	文書取扱主任

令和6年 第2予算審査特別委員会 会議録

開催年月日		令和6年3月12日(火)・13日(水)	
開催場所		第一委員会室	
出席委員	別紙のとおり	事務局	壽崎副主幹
			山本主査
欠席委員	なし		
説明員		別紙のとおり	
議 事 の 概 要	1 付託事件		
	議案第2号 令和6年度滝川市国民健康保険特別会計予算		
	議案第3号 令和6年度滝川市公営住宅事業特別会計予算		
	議案第4号 令和6年度滝川市介護保険特別会計予算		
	議案第5号 令和6年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算		
	議案第6号 令和6年度滝川市下水道事業会計予算		
	議案第7号 令和6年度滝川市病院事業会計予算		
	議案第13号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例		
	議案第20号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例		
	2 審査の経過		
	3月12日、13日の2日間にわたり、慎重な審査を行った。		
	3 審査の結果		
	いずれも原案のとおり可とすべきものと決した。		
上記記載のとおり相違ない。 第2予算審査特別委員長 荒木 文一 印			

第2予算審査特別委員会（第1日目）

R6.3.12（火）13：00～

第 一 委 員 会 室

開 会 12：53

委員長挨拶

委員長 ただいまより、第2予算審査特別委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長 ただいまの出席委員数は8名でございます。
欠席の申出はございません。傍聴はございません。
これより本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました事件は、

議案第2号 令和6年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第3号 令和6年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第4号 令和6年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第5号 令和6年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第6号 令和6年度滝川市下水道事業会計予算

議案第7号 令和6年度滝川市病院事業会計予算

議案第13号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第20号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例

以上、特別会計4件、企業会計2件、関連議案2件の計8件となっております。
次に、審査の方法について協議いたします。

まず、日程についてですが、配付されております別紙日程表に基づいて進めることとし、終了時間については遅くとも午後4時をめどにして取り進めることでよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委員長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

事前審査説明

委員長 次に、審査の進め方について協議いたします。

審査の進め方については、各会計ごとに説明を受け、関連議案を含めて質疑を行うものとし、討論、採決については明日の最終日に行うことでよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委員長 そのように決定いたします。

なお、意見は討論の際に述べていただくことになっておりますので、質疑は簡潔に行っていただき、特に付託事件以外の質疑は行わないようにご配慮願います。

また、1つの答弁に対する再質疑等の回数は、特に制限を設けることはいたしません。答弁については、部課長に限らず、内容の知り得る方が行っていただいて結構でございます。なお、氏名、職名等を告げられないで答弁の許可を得た場合には、必ず所属、職名、氏名を述べていただくようお願いをいたします。

次に、市長に対する総括質疑は、審査日程の最終日に予定しておりますが、審査の過程で特に留保したものに限ることによろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定をいたします。

次に、討論ですが、付託されております全議案について一括して各会派の代表の方等に行ってもらふこととし、その順番は市民ネットワーク、新政会、公明党、寄谷委員の順とすることによろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定をいたします。

なお、各会派から出されました討論要旨につきましては、後日事務局で一括整理し、議員にのみ印刷配付することとなっておりますので、ご了承願います。最後に、資料要求の関係でお諮りしますが、予定される資料につきましては、予算審査特別委員会の参考資料ということでお手元に配付されております。これ以外の関係で資料要求される方は、その都度要求を願い、その必要性をこの会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定したいと思いますが、これによろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定をいたします。

以上で審査方法についての協議を終了し、早速審査に入りたいと思います。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、日程に従いまして審査を進めます。

議案第4号 令和6年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第13号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第20号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例

委員長

議案第4号 令和6年度滝川市介護保険特別会計予算、議案第13号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第20号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例の3件を一括議題といたします。

まず、冒頭に資料要求をされる方はいらっしゃいますか。

荻野

介護保険特別会計、基金積立金の流れ、積み立てられた経緯、金額が年度ごとに分かる資料を要求いたします。

委員長

所管は準備できますか。

横山部長

ただいまの荻野委員からの資料要求ですけれども、所管としては用意できます。

委員長

用意できるということですが、必要性について各委員から何か異論はございますか。

(異議なしの声あり)

委員長

資料要求するということで決定いたしますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、説明を求めます。

横山部長

(議案第4号を説明する。)

委員長

資料を配りますので、お待ちください。

説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑の際には資料のページ数等を告げてもらうようにご配慮をお願いします。

それでは、質疑ございますか。

安 樂

私からは1件です。

全体に関わることなのですけれども、今年から第9期の滝川市高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画がスタートします。先ほど歳入の1款1項1目のところで、減収があったと。それ以外に第8期計画と比較して予算上増減など変化があったかどうかを伺います。

大川係長

第9期計画と第8期計画と比較しての予算の変更についてのご質疑ですが、大きく2点変更がございます。1点目は、歳入の介護保険料について、介護給付費準備基金を3年間で1億3,000万円取り崩すことにより、介護保険料基準額を第8期の年額6万3,480円から第9期は年額5万8,200円に変更し、介護保険料への負担を軽減しております。2点目は、歳出の一般会計への繰出金について、令和6年度より一般会計において介護人材の育成と確保に要する経費を新設し、介護の裾野を広げるための普及啓発事業や、介護職員の人材確保と資質向上を目的とした介護の資格に係る費用助成など112万9,000円を計上し、その財源として保険者機能強化推進交付金を充てるべく同額を一般会計へ繰り出しております。

委員 長
堀

ほかにございますか。

2点質疑いたします。1点目は290ページの居宅介護サービス等給付費について伺いますが、実績に基づいて予算は減額されているということでした。この事業では予算が増えているのではないかと考えていたのですが、過去のデータを調べていくとずっと減っているのです。これは、どういう現象なのかをお聞きします。もう一点は299ページの成年後見制度利用支援事業についてお聞きしますが、これもずっと過去三、四年同じ予算で計上されてきており、本来ならば増えているのが普通ではないかと思っていたもので、増減がないというのも不思議なのですけれども、このことについてもお聞きします。

大川係長

1点目の居宅介護サービス等の給付費の減額についてお答えさせていただきます。

市内のサービス付高齢者向け住宅において、第8期で計画していた北海道が指定する介護サービスである特定施設入所者生活介護を、令和5年度に新たに始めることを予定していたのですが、令和5年度までの実施を見送ったためによるものでございます。

加地副所長

私からは成年後見利用制度について答弁させていただきます。

こちらの成年後見制度利用支援事業につきましては、滝川市社会福祉協議会に委託をして行っております。社会福祉協議会からの事業実施の見積りに応じて予算を計上しておりますので、このような経過となっております。

堀

ということは、成年後見人については要するに需要がなく、ないままきいているということなのかな。でないと当然人件費がかかってくるのだらうと思うので。

加地副所長

再度お答えいたします。

需要がないという判断はしていないのですけれども、やはり普及啓発などを進めて、より広く声を聞き取っていく作業が必要なのかなというふうには思っております。決して減っているというわけではないのですが、なかなかニーズを拾い取るのが難しいというところはあります。重要なことであるとは認識して

委員 長 谷 おります。
 寄 谷 ほかにございますか。
 1点伺います。
 今回の成年後見制度と同じ299ページ目の、その下の家族介護用品支給事業についてですが、これについては今のところ需要が高い必要な事業というふうに拝見します。この利用に当たっては要介護3以上ということなのですが、これが要介護2だとするとどれぐらいの人数の増加になるのか、分かれば教えていただきたいです。

委員 長 大崎係長 答弁は可能ですか。
 家族介護用品支給事業についてのご質疑に答弁させていただきます。
 要介護2の方は令和4年度末現在で422名が該当になっております。しかしながら、家族介護用品支給事業は、要介護度だけではなく、介護する方と介護される方の世帯で住民税が非課税であるということと、家族介護での主におむつなどの購入費の助成ということで、介護認定の調査項目におきます排尿、排便がそれぞれ全介助というのが条件になっております。そういったことから、こちらの要件で外れる方の人数がある程度見込まれますので、実際に要介護2という分母自体は422名いらっしゃると思いますが、最終的に何人増えるかというのは何とも言えません。

委員 長 副委員長 ほかにございますか。
 この予算書を見ると、全体的に1億円以上減っていますよね。1億円以上減っているというのは、先ほど堀委員も質問していたけれども、対象者が減ったのですか。1億円全部が対象者ではないだろうけれども、これから先を見通して減ると考えているのだろうか。

水田課長補佐 介護給付費の減額についてなのですがけれども、一つ言える要素としては介護度の高い認定者、つまり給付費が高い人が減少し、介護度が低い人が増えてきているということがあると思います。介護給付費が減っていて、介護予防の費用が増えているという形が一つの傾向としてあります。

委員 長 ほかにございますか。
 (なしの声あり)

委員 長 それでは、質疑の留保はなしと確認させていただいてよろしいですか。
 (異議なしの声あり)

委員 長 そのように確認をいたします。
 以上で議案第4号、第13号及び第20号の質疑を終結いたします。
 ここで所管入替えのため暫時休憩いたします。
 休 憩 13:26
 再 開 13:29

委員 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
議案第6号 令和6年度滝川市下水道事業会計予算

委員 長 議案第6号 令和6年度滝川市下水道事業会計予算を議題といたします。
 まず、冒頭に資料要求をされる方はいらっしゃいますか。
 (なしの声あり)

委員 長 資料要求はなしと確認をさせていただきます。
 それでは、説明を求めます。
 尾崎部長 (議案第6号を説明する。)

遠藤課長
委員長

(議案第6号の詳細を説明する。)
説明が終わりました。

福井

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

378ページ、1款1項1目の下水道使用料の件についてです。0.9パーセント減とあり、節水の意識が高まったことと人口減少によるというふうにお話を頂戴したのですが、私は門外漢で分からないのですが、恐らくコロナで廃業された事業者の方がたくさんいらっしゃって、現在は徐々にコロナが落ち着いて、そういう廃業の下げ止まりがあったのかなと思うのですが、その辺は下水道の担当としてどのような分析をされているのか、教えていただきたいと思います。

古山係長

業務用の状況となりますが、まず実績ベースという形での答えになってしまうのですが、令和5年度の見込みとしましては、予算に対して業務用は上回っております。傾向としましては件数の減がほとんどない状況で、逆に使用料自体は予算を上回る状況で推移しております、コロナ明けの傾向が我々としても感じ取れるところです。

委員長
副委員長

ほかにございますか。

ディスポーザーの件について、これはそんなに増えてはいないと思うのだけれども、今年それが増えているのか、また市としてはこれを推奨しようとしているのか、それとも今つけたものはしょうがないからとこのまま置いてあるのか。というのは、これをつけようか迷っている市民の方も実はいるのです。市としてそれを推奨するのか、していないのか、お答え願います。

古山係長

ディスポーザーを市として推奨されているのかされていないのかという点で申し上げますと、推奨は特にしておりません。ただ、どうしても、下水道に生ごみを流すということは、その分処理場に負担を与えていますので、生ごみ等の料金負担との均衡というところも踏まえまして、月500円プラス税を頂戴し、運用している状況であります。

副委員長

だから、さっきも言ったけれども、市民の方がこれをつけたらいいのかつけないほうがいいのか非常に迷っているのです。そうした場合に市としてはあまり勧めないというのなら、つけないほうがいいのでないかと僕たちは言ってあげられる。ただ、あまり増えていないから、必要性は薄いのかなとは思っているのだけれども、ごみ処理の量からいっても市として中途半端過ぎると思うのだ。これはあまりやらぬほうがいいのならやらぬほうがいいと言わないと、市民が迷ってしまう。

尾崎部長

そもそもディスポーザーの条例を制定した経緯なのですが、滝川は合流区域がございまして、合流区域の水質が平成15年に決められました。ディスポーザーを何のルールもなしにつけられると水質基準が守られず、法律違反になってしまうという懸念がありましたので、平成16年からいろいろと研究した中で、平成18年に条例化しました。市としては補助金等もやっておりませんので、推奨はしておりませんけれども、つける、つけないは市民の方の判断に委ね、選んでいただくという形で考えております。当然平等な負担が必要となりますので、生ごみの袋を買った値段相当額をディスポーザーを使っている方からもいただくという形で、さらに合流区域につきましては当分の間は直投型については禁止をし、分流区域のみ直投型はよろしいですよという形で、水質を守るために条例を整備しましたので、ディスポーザーを市として推奨するという考

委員 長 えでは当初からございません。
ほかにございますか。
(なしの声あり)

委員 長 それでは、質疑の留保はなしと確認をさせていただいてよろしいですか。
(異議なしの声あり)

委員 長 そのように確認をいたします。
以上で議案第6号の質疑を終結いたします。
ここで所管入替えと若干の休憩ということで、再開を午後2時としたいと思います。
暫時休憩をいたします。
休 憩 13:52
再 開 13:57

委員 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

委員 長 **議案第3号 令和6年度滝川市公営住宅事業特別会計予算**
議案第3号 令和6年度滝川市公営住宅事業特別会計予算を議題といたします。
まず、冒頭に資料要求をされる方はいらっしゃいますか。
(なしの声あり)

委員 長 なしと確認をいたします。
それでは、説明を求めます。
尾崎部長 (議案第3号を説明する。)
田村課長 (議案第3号の詳細を説明する。)

委員 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございますか。

福 井 私から1点あります。
246、247ページの、1款2項1目公営住宅建設費についてなのですが、今年度の新規事業は主に改修事業となっています。昨年度予算の建築事業とは異なる事情は承知しているのですが、近年続く、資材、人件費等の高騰が主因で、昨年度は少し入札不調というような影響が見られましたので、今年度の各事業の予算は、これは改修であるのですが、例えば最新の参考価格を基準に算定したのか、またはある程度の資材、人材費の高騰を見越しての算定であるのか、どのような算出方法であったのかをお伺いします。

秋山課長補佐 ただいまのご質疑に対しまして答弁させていただきます。
今お話のありました案件につきましては、令和5年度の開西団地第1期工事の件におけるものだと思います。この入札不調につきましては、予算作成時期に北海道が示します営繕積算要領や最新の営繕工事積算標準単価表などに基づき算出しておりましたが、その後単価基準が短期間で変更になるなど、例年にはない想定を上回る資材、人件費の価格上昇があったことが大きな要因であったと認識しております。そのことを踏まえまして、令和6年度事業におきましては例年同様北海道が示す営繕積算要領や最新の営繕工事積算標準単価表に基づくとともに、単価上昇分、可能な限り緩和をいたしまして、算出しております。

委員 長 ほかにございますか。

安 樂 247ページです。1款1項1目の右側のその他市営住宅の維持管理に要する経費で、施設等修繕料が前年度に比べて倍になっているところと、管理代行負担金について、上がっている部分が67万1,000円ですが、これは管理代行して

秋山課長補佐 8年目になり、人件費等が上がっている中で本当にこれでいいのかを伺います。ただいまの安樂委員からのご質疑に答弁させていただきます。

修繕料が前年度150万円から300万円に上昇したということでご質疑があったのですけれども、昨年度の経験からお話しさせていただきますと、建物を維持するための改修が必要になってきたということが挙げられます。建物の老朽化に伴い、それらの故障した部分の少し大きな修繕があったことによって、今後もそういった対応をする必要が出てくるだろうということで、この部分を増やさせていただいたという経緯になっています。もともとこれを算定、計上しようということになったのは、災害など予期せぬことがあるということもありましたが、今後における経年劣化や、こういった指定管理を委託した後に出てきたもの、突発的なものも含めまして増額させていただいたという経緯になっております。

それと、管理代行負担金の算定につきましては、こちら側からこの内容でどうですかという確認をさせていただいて、そちらのほうで了解を得ていただいたところなのですけれども、例えば災害や急激な上昇物価などが起こった場合には、契約上、双方協議をして、納得するような状態で進めるという話となっております。そういったことが特に双方の中で今のところはないというような状況にはなっております。こちらのほうで予算化はさせていただいているという内容です。

安 樂 まず、1点目の施設等の修繕料については、前年度老朽化した大きな施設があって、それを修繕するのに、補正予算か何かを使ったということですよ。それに基づいて今回は今後もそういうことがあるだろうと見積もって、修繕料を倍増したと解釈していいですか。

それと管理代行負担金については分かりました。指定管理を受けているところと協議をして決定しているということで、不服は出ていないということでよろしいですね。

秋山課長補佐 最初のご質疑の中で補正予算を活用したのかということでございましたけれども、今回につきましては現状予算の中で収まったという経緯はあります。ただ、これを超えるような動きが想定されたので、上積みさせていただいたという経緯でございます。

2点目についてです。現在の管理代行負担金の額につきましては、双方協議の上で決定して、不服は現状ないということであります。

安 樂 1件目なのですけれども、前年度、建物の大きな修繕のときに補正予算で対応したのか、予備費等での対応があったのかと。もし、この倍増で足りなかったら、またそういう事態が発生することがありますよね。そのために聞いた話です。答弁をお願いします。

委 員 長 臨機応変に対応されるかということを伺っています。

では、お願いします。

秋山課長補佐 何度もすみません。前年度というか令和5年度中にあった出来事でございまして、こちらのほうで150万円の計上がありました。この中で対応はできたのですけれども、ここにおいては倍増させていただきました。いろんな事情があるという想定が考えられたので、臨機応変に対応していければというふうには考えております。補正が必要だということがあれば、そのような対応もさせていただくつもりでございます。

委員 長
寄 谷

ほかにございますか。

今の質疑と同じく、その他市営住宅の維持管理に要する経費のところで、施設等修繕料と、それから管理代行負担金との関係について伺いたいのですが、ちょっとした修繕等々であれば管理代行負担金の中で行ったのではないかと思います。のですが、それが私の勘違いであれば訂正してください。もしそうであれば、施設等修繕料を使う場合との基準があれば教えていただきたいということと、あと指定管理者に修繕を依頼した場合に、居住者の方からは非常に満足したという声と、あとちょっとなという声があります。それで、指定管理者のほうで修繕する場合、自分のできる範囲で行っている場合と少し無理をして行っている部分があり、どうしても自分たちの手で無理をして行って、管理代行負担金の中で修繕し、安上がりに仕上げようというような思いがあるのではないかなと思いましたので、その辺について市のほうで協議する場というのはあるのか。先ほど安樂委員との間でもやり取りがあったのですが、修繕についてどういう形で話し合いをしているのか、その辺の実態を伺います。

秋山課長補佐

前段に説明させていただきたいのですが、まず指定管理者のほうで対応している修繕の種類というのが、退去の際の、退去者の責によらない通常損耗の修繕、それと、例えばガスメーターの取替えなどの、建物の長期的な管理をする上で計画的に行っていく計画修繕、そういったものを別途計上して積み上げるというふうにしております。3番目が先ほどの300万円の部分の修繕に近いのかなと思うのですが、建物管理上の維持保全の修繕です。こちらのほうで共用部、住宅内部、配線、配管、機器の更新などをある程度の金額、約50万円を超えるか超えないかという部分で協議は進めさせていただくのですが、こういったものは指定管理者のほうで対応していただくような前提で進めさせていただきます。先ほど安樂委員への説明の中でもお話しさせていただきましたけれども、これよりも超えるような大きな事象の場合には、うちのほうでも直営時代は流用しながら対応したという経緯もありますので、そういったものと同じような取扱いで市のほうで対応するのか、指定管理のほうで対応するのかというのを協議をして決めるという内容になっています。

今お話のあった入居者の退去なのか、入居している間の修繕の対応の仕方ということについても、基本的に通常損耗なのかお客様の責によるものなのかという部分を考えて、指定管理のほうで対応するのか、お客様のほうで対応するのかということで区分して、説明をして、対応しているという内容になっております。

寄 谷

50万円を超えるものについては市との間で協議をするということですが、指定管理者のほうでそれについては自分たちでやるとなったら、協議しないこともあるということだと思のですが、そういう場合でも一応双方で確認はされるのでしょうか。

秋山課長補佐

大きなことなので、双方協議の中で、こういった事情なのか等、お話をしながら進めさせていただくという内容になっておりますし、指定管理者からは大体相談があります。

委員 長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

委員 長

それでは、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 そのように確認をいたします。
 以上で議案第3号の質疑を終結いたします。
 ここで所管入替えのため暫時休憩をいたします。

休 憩 14:20
 再 開 14:22

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第7号 令和6年度滝川市病院事業会計予算

委員長 議案第7号 令和6年度滝川市病院事業会計予算を議題といたします。
 まず、冒頭に資料要求をされる方はいらっしゃいますか。

荻 野 起債償還額が年次を追って分かる資料、開院から償還が終了する期間、可能であれば建設部分に係る償還部分の資料と建て替え時に実施したとされる起債償還までのシミュレーション、外来者数や病床稼働率等の資料を要求いたします。

委員長 確認ですが、建物の起債償還が分かる年次を追ったものが1件、それから建て替え時のその後償還までの年次のシミュレーションがあればということなのですが、所管のほうで用意できますか。

(何事か言う声あり)

委員長 所管で対応可能ということですが、荻野委員から要求がありました2件について本委員会として要求することに各委員の皆様、異議はございますか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、要求するということになりましたので、議案のご説明をいただいた後、質疑に入る前に皆様に配付をさせていただく手配を取りたいというふうに思います。

柳 部長 それでは、説明を求めます。
 委員長 (議案第7号を説明する。)

説明が終わりました。
 資料要求がありました分について配付をいたしますので、少々お待ちください。
 それでは、質疑に入りますが、質疑のある方はいらっしゃいますか。

安 樂 2点確認させてもらいます。
 まず、医師、看護師の人数についてですが、これは市民に対する安全、安心な医療の提供と、収益にも影響してくるというふうに思いますので、前年度と比較して人数はどうなっているのかというのを確認をしたいと思います。

白幡主任級主事 それと、393ページの給与費のところ。1億197万2,000円上がっていて、この中には看護師、医師などの超過勤務手当8,854万円、それから夜間勤務手当の2,655万9,000円が含まれていると思うのですが、これについては超過した人に100パーセント払われているという認識でいいのか、この2点を伺います。

金子課長 私のほうから1点目にご質疑いただきました看護師と医師の人数についてお答えいたします。
 医師の人数につきましては、前年度では34名となっております、令和6年度4月1日時点では31名と予定しております。看護師の人数につきましては、前年度の令和5年4月1日時点の人数としては212名となっております。それに対して令和6年4月1日時点の見込みに関しては218名を予定しているため、当初年度で比較すると6名の増という形になっております。

2点目にお聞きいただいた点についてご答弁申し上げます。
 給与費が約1億円増えているということで、先ほど事務部長のほうからご説明

申し上げたとおり、北海道退職手当組合に対して払っている退職手当納付金が令和5年度については全額払わなくていいという形になりましたが、令和6年度につきましてはこれが例年の50パーセントという形になっております。その分の影響が非常に大きいのですけれども、ほかにも処遇改善で人事院勧告による期末、勤勉手当の増額、当初予算比でいえば増額になっているところと、あと会計年度任用職員の勤勉手当というのが令和6年度は新設されますので、この辺りで1億円程度の人件費が増額になったという形になります。

あと、しっかりと払われているのかというようなことのご指摘だと思いますが、超過勤務手当、夜間勤務手当、いずれにつきましても命令をした分につきましてはしっかりと支払いをしていますし、例えば予算が不足しているから払えませんということはありません。命令、超過勤務自体は減少もしております。本年の予算の算定としては若干積み増しをしていますけれども、これは決算ベースに合わせた形で予算を編成いたしましたので、ご理解いただきたいと思います。ほかにございますか。

委員長
荻野

安楽委員のご質疑に少し関わるのですが、各科の医師が減るというお話があったのですが、どの科で減ったのか詳しく教えていただきたいです。

金子課長

令和6年4月に予定している医師の配置としては、現在の医師の数と比べると内科で2名減となります。さらに、外科で1名減です。また、初期研修医が次年度に向けて確保できなかったのも、1名減という形になり、実質4名減ということになります。

荻野

医師の減は理解できたのですが、減ったことによって令和6年度は今までどおり市民の皆様と同じくサービスを提供できるものなのでしょうか。また、緊急時の対応は問題ないのでしょうか。

金子課長

とりわけ内科につきましては、令和5年から医師の減少による診療体制の縮小といったことで市民の皆様にはご不便をおかけしている状況でございました。令和6年度に向けては、さらなる減員が予定されておりますから、何とか創意工夫して乗り切っていくしかないのですけれども、外来の患者の受入れや、さらには入院患者の管理などにも影響を及ぼしかねない情勢ではございますので、内科医師の確保につきましては令和6年度、鋭意取り組んでいきたいと考えているところでございます。

緊急時の対応につきましては、内科当番、当直医、いずれも医師が減少すると、今いる医師で回さなければならないので、非常に厳しくなってくるということを今の段階では申し上げておきたいと思います。少ない人数で必要な当番数をこなしていくということですから、緊急体制には影響のないようにしたいのですけれども、その分医師にはしわ寄せが行くというような状況にもなってございます。

委員長
寄谷

ほかにございますか。

1点伺います。

389ページの業務の予定量で1日平均の入院患者数を207名と設定しているのですが、その根拠について伺います。

金子課長

207名のうち一般病床につきましては、146人の1日平均患者数で見込んでおります。さらに、地域包括ケア病床につきましては36床、そして精神病床につきましては25床ということで、稼働平均でいえば今は全体で270床で運用していますから、その76.67パーセントという稼働で乗り切りたいと。令和5年度の9月

まではコロナの専用病床を持ってございました。予算上も9月までという形で、その後はコロナの専用病床につきましては一般病床化していった、一般の患者を入れていくという形で入院の患者数は伸ばしていきたいというふうに考えております。

寄 谷

コロナがあったということで、それまでと事情は違うのかもしれないのですが、令和5年度の実績では176.9人で、4年度でも176.1人ということで、207人と比べると30人ほどの開きがあると思います。1日当たりの患者の平均単価というのは大体5万円弱ですので、それを365で掛けると大体5億円から6億円近い金額になると思うのですが、この30人はこれまでどおりで埋まるのですか。何か手を打たなければプラス30人にならないのではないかとというふうに思いますので、その辺の手だてを何か考えていたら伺いたいです。

金子課長

コロナ専用病床につきましては、陽性患者が6床、そして疑似症患者が9床という確保病床で運用しておりました。常時満床なわけではなく、必要な都度患者を入れるというような、1病棟44床の中で数床という形での運用を令和2年度、3年度、4年度とやってまいりましたので、これを一般病床に戻していくと、44床に先ほどの稼働率、76パーセントを掛け、34床程度の運用ができます。その分を令和6年度の予算については積み増しをしているという形でございます。

委 員 長

質問と答弁がかみ合っていないのかもしれませんが、少し整理をさせていただくのですが、私の認識では、30名上昇というのに、今の物理的なものは分かるのですけれども、増やす手だてはあるのかとお聞きしているのではないかと思います。そうでなければこれで終了しますが、寄谷委員、よろしいですか。

寄 谷

増やす手だてということ伺いたいのですが、今の一般病床の活用の仕方が増えていくという見込みがあるのであれば、それはそれで了解します。

委 員 長

もう一度ご答弁いただきます。

金子課長

コロナ専用病床で運用していた時期は、なかなか入院の必要のある患者を入れられなかったという時期もございました。そういう意味では、コロナの病棟を開放して一般病床化することで入院稼働率も上がるというふうに認識しておりましたけれども、先ほど来申し上げている内科医師の減少等で病床の運用、入院患者の受入れが物理的に難しくなっているという状況もございます。これが令和6年度の一番の課題だと思っておりますので、これは予算編成上207床という設定をしましたが、直近の状況としては内科医師の減少による大きな課題を抱えている新年度ということになるかと思います。

委 員 長

ほかにございますか。

福 井

私のほうからは2項目について、計4つの質問をさせていただきたいと思います。

1点目なのですが、389ページの第2条の4番、主要な建設改良事業の医療機械等整備の部分です。議案の説明のほうで内容は分かったのですが、令和6年度の市政執行方針及び予算大綱のほうの健康で、優しく、安全に暮らせるまちによると、滝川市立病院について医療機器などの更新を行いというふうにありました。令和5年度は、例えばシステムの更新時期であるとか必要に迫られた機器の更新、今年も血管の造影だったと思うのですが、そういう機器も更新するというので、これは今後とも医療機械整備には注力していくということでよろしいのですか。注力していった上で、必要に迫られた機器

の更新ではなく、例えばマンパワーの軽減につながるような新しい機器を入れるような計画も今後あるのかどうかいうのを1点目とします。

2点目です。支出の416ページの1款1項6目研究研修費についてなのですが、病院職員が研究研修活動で日々研さんし、最新医療知識と技術を備えて、市民に良好な医療サービスを提供するということは大変重要なことであると考えます。その上でさらなる研さんを願って3つ質問させていただきます。図書費についてなのですが、昨年度に引き続き本年度も令和4年度決算の平均のおおよそ200万円ほど高く計上されていますが、本の単価の高さももちろんあると思うのですが、物価高騰のほか、新しい研究課題や改正等による新仕様書籍の頒布など、どのような理由があったのでしょうかというのが1つです。

同じく図書費の2つ目が、図書購入は、例えば部署や看護師、医師の方にそれぞれ裁量を与えて、この予算の中で必要と思われるものを買ってくださいといったような手法なのか、こういった手法で行われているのかというのを伺います。

同じく図書費で3つ目が、私個人の調査によりますし、よそはよそ、うちはこちらなのですが、砂川市立病院においては年間図書費の直近3年の平均が大体1,720万円となっていました。当然ながら規模や特性の違う医療機関であることは承知はしているのですが、滝川市立病院の図書費の平均について厳しい財政の影響下で予算計上の圧迫がかかるようなことはあってはならないと考えていますので、端的にお伺いします。研究研修費は足りているのでしょうか。例えば現場からの要望があっても応え切れないとか、そういったようなことがあったのかどうかをお伺いします。

委員長

大きく2点、細部で4点ということですね。

(何事か言う声あり)

委員長

1点目については、令和6年度予算ですので、令和6年度に先ほどおっしゃったことを検討されるかどうかということでもいいですか。

(何事か言う声あり)

委員長

分かりました。

畑原係長

まず、1点目の資本的収支、いわゆる医療機器の件に関してですが、もともと資本的収支に係る医療機器等の購入については、計画を立てて進めております。やはり大きな影響がないように計画的な購入を進めている関係上、毎年大体定額の金額で購入していると。これによって、今ですと具体的には5年間程度を平準化して、借入金の金額と返済金がバランスの取れるような感じで借りています。ただし、電子カルテですとか電話交換機といった通常使うものとは別のものは別枠で計算をしているというところになります。なお、令和6年度で申し上げますと、要求としては53種類、5.7億円程度の要求が来ておりますが、この要求に対しまして緊急性ですとか、もともとの計画性、あと新規で本当に必要なものかというような判断を院長ほか内部で検討いたしまして、今年度に関しましては32種類、2億5,900万円というふうな整理にしているところであります。また、これは当然今後とも同じような考え方で進めていく予定でございます。

続きまして、2点目の1つ目、図書費が約200万円高く計上されているというお話についてですが、具体的にはやはりドクターが主に使われる洋書が多くござ

います。実際には本でいいですと同じ種類のものを買っているのですが、今年の本の予算で見ますと、大体100万円アップしています。これ以外に世界の手術症例集のデータベースが、海外のものでこの4年間で40万円ほど上がっているというようなことで、種類は増えてはおりませんが、どうしても輸入というところの円安で価格が上がっているというものになります。

2点目の2つ目にご質疑にあります図書購入の仕組みについてですが、こちらに関しましては所属ごとに予算の要求を出していただいております。そして前年度や前々年度の購入実績、また本当に必要なかどうかという内容を、定期的な雑誌購入のほかに必要に応じて個別に要求のあったものに対しても精査をして、配当しているというところでございます。今のところ現場の意見というのはある程度くみ上げているという形になっております。

2点目の3つ目、砂川市立病院と比較というところですが、図書費に関しては主に医療職の方が利用されているということで、私のほうでも若干調べましたけれども、砂川市立病院で医療職が782人、滝川では474人と。年度や時期によって若干は違うのですが、これを計算しますと滝川は砂川の大体60.6パーセントとなり、6割程度の医療職の方がいるというふうになっております。そうしますと、委員がおっしゃられている6割程度の予算というのは私どもの予算配当としてはそれほど少なくはないのかなというふうに考えております。現実的にこれまで予算配当しているものが不足をしているということもございませんので、今のところは問題がないかなというふうに考えております。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、質疑なしということで、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように確認をいたします。

以上で議案第7号の質疑を終結いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 15:00